

第6回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月15日(金) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 10名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案41号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案42号	現況証明願いについて
日程第4	議案43号	農業振興地域整備計画に係る意見書の提出について
日程第5	議案44号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第6	議案45号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
日程第7	議案46号	旧農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時50分

8. 会議の概要

<p>穀内会長</p>	<p>ただ今の出席委員は14名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第6回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、11番・寺嶋 誠一 委員、12番・牧田 日出男 委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>それでは、11月27日開催の第5回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、11月29日、第1班 岩岡班長以下委員4名と穀内会長において、■■地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。あっせん会議の案件につきましては、本日このあと、議案としてご審議いただきます。</p> <p>11月30日、第3班 乙部班長以下4名と穀内会長において、■■地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>令和5年 定例第4回町議会が12月5日から8日まで開催され、会長と局長が出席しております。</p> <p>14日、第2班 辻本班長以下5名で、■■地区と■■■地区と■■■地区の現地調査を行いました。■■■地区に関しましては、申請内容に虚偽があり、申請者が取下げを致しました。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、でございます。</p> <p>今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また1法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、正式に報告書の提出を受けていない状況となっております。今後も引き続き対象となる法人に報告書の提出を促して参ります。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第41号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>事務局より、提案説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>それでは、議案第41号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明</p>

	<p>らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約1件の通知がございました。</p> <p>つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	<p>農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■■■の1、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■,■■■■㎡、貸付人は■■ ■■ ■■ 氏、借受人は、■■ ■■ ■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和5年12月1日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第41号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第42号、現況証明願いについて申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>それでは、議案第42号、現況証明願いについての提案説明を申し上げます。</p> <p>土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所有者が現況証明願いを申請し、農業委員会で現地調査をし、申請内容が妥当であるかを判断し、妥当と判断した場合、登記地目の変更に必要な現況証明書を発行するものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は2件でございます。</p> <p>内容は、登記簿地目が畑であった土地が現在、宅地となっている件と、登記簿地目が山林であった土地が現在、畑となっていることから農地台帳の現況地目を畑に変更するための申請であります。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>

	<p>積は、■■■■, ■■■■ m²であり、判定地目は畑、利用状況は畑であります。所有者、申請人は■■ ■■ ■■氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、12月14日に、辻本班長 他3名により実施しております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
■■■■	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号2番について、調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請番号2番の案件につきましては、登記地目を畑外から畑に変更するための申請であります。</p> <p>現地を確認した結果、申請地は、農地として活用していることを現地調査で確認いたしました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
■■■■	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第42号、現況証明願ひについて、申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
穀内会長	<p>日程第4、議案第43号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>それでは、議案第43号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての提案説明申し上げます。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。</p> <p>また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。</p>

	<p>す。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は、1件でございます。</p> <p>申請内容は、■■地区で農家住宅建設に伴う除外となっております。その計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>大樹町農業振興地域整備計画の農用区域、農業用施設を除外することに、大樹町長から意見照会されている案件であります。</p> <p>番号1、土地の所在は字■■■■の1の2、公簿地目は畑、面積は■■■.■■■㎡であり、事業計画者は、■■ ■■ 氏、目的は農家住宅を建設するため農業用施設の除外申請であります。</p> <p>尚、現地調査は12月14日に第2班 辻本班長 他3名で行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請1番につきまして、大樹町から意見照会された農業用施設から除外の件について、第2班で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、施設などとの位置関係から他に代もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地で確認し、問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第43号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p>
	<p>日程第5、議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>事務局より、提案説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>それでは、議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提</p>

	<p>これより議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第45号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>それでは、議案第45号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農地利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>つきまして、買入協議の可否につきまして、ご審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>番号1番、申請者は、株式会社 ■■■■■■であります。</p> <p>土地の所在は、字■■■■ 他1筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■■, ■■■■㎡であります。</p> <p>農地利用調整会議につきましては、11月30日に第2班の4名により実施しております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第45号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議の要請についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第8、議案第46号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から9番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より、提案説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>それでは、議案第46号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明申し上げます。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>。今回ご審議頂きます申請は16件でございます。</p> <p>内訳は、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い受けによる所有権移転の2件、賃貸借の新規が6件、更新が6件、使用貸借が2件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番から9番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番から2番につきましては、所有権移転の案件となります。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■■-3であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■, ■■■ m²であります。譲渡人は、■■ ■■ ■■ 氏、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、経営面積は、■■■, ■■■ m²であり、当地における売買価格は、■■, ■■■■, ■■■■円 10a当り■■■, ■■■■円です。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■■の3 他4筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■, ■■■■ m²のうちであります。譲渡人は、■■■■ ■■ ■■ 他4名、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、経営面積は■■■, ■■■■ m²であり、当地における売買価格は、■■■, ■■■■, ■■■■円 10a当り■■■■, ■■■■円です。</p> <p>。</p> <p>申請番号3番から14番につきましては、貸借権の案件となります。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■■■の3 他2筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■, ■■■■ m²であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏</p>

、経営面積は■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日の10年であります。

この、あっせん会議は、11月29日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■■の2 他1筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日の10年であります。この、あっせん会議は、11月29日に岩岡班長他4名により実施しております。

申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1 他1筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ 有限会社■■■■、経営面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日の10年であります。この、あっせん会議は、11月29日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■■■ 他7筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■,■■■㎡のうち■■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■■■ ■■■■ 氏、経営面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日の10年であります。この、あっせん会議は、11月29日に岩岡班長 他4名により実施しております。

申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■、経営面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和6年6月1日から令和14年2月29日の8年2カ月であります。本地区の担当委員は、■■委員となっております。

申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1 他4筆であります。登記簿・現況地目は畑と牧場、農振は農用地であり、面積は■■■,■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■、経営面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日の10年であります。本地区の担当委員は、■■委員となっております。

申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1 他1筆であり

	<p>これより議案第46号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から9番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号10番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号10番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■■■■■■ 他2筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■, ■■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 他3名 氏、借主は、■■■ ■■■■■ ■■■■■、経営面積は■, ■■■, ■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■, ■■■■円 10a当り■, ■■■■円、期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日の3年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>申請番号10番については、賃貸借の更新のため、ともに地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第46号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号10番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
穀内会長	<p>次に申請番号11番から13番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■■■■■■ 他1筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■, ■■■■</p>

豊吉主幹	<p>申請番号14番、所在、地番につきましては、字■■■■■■の1の1 他2筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■,■■■■m²であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ 氏か■■■■ ■■■■■、経営面積は■■■■,■■■■m²であり、当地における賃借料は、年額■■■■,■■■■円 10a当り■■,■■■■円、期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日の5年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
■■■■	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>申請番号14番については、賃貸借の更新のため、ともに地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第46号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号14番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
穀内会長	次に申請番号15番から16番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	<p>申請番号15番、所在、地番につきましては、字■■■■■■の1の1 他37筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地と農業用施設であり、面積は■■■■,■■■■m²であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■■■■ ■■■■■、経営面積は■■■■,■■■■m²であり、当地における賃借料は無償、期間は、令和5年12月20日から令和15年12月31日の10年であります。</p> <p>申請番号16番、所在、地番につきましては、字■■■■■■■■の1 他35筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地と農業用施設、面積は■■■■,■■■■m²のうち■■■■,■■■■m²であります。貸主は、■■■■ ■■■■■ 氏、借主は、■■■■ ■■■■■ 氏、経営面積は■■■■,■■■■m²であり、当地における賃借料は無償、期間は、令和5年12月20日から令和15年12月31日の10年であります。</p> <p>申請番号1番から16番につきましては、別紙に、旧農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされ</p>

	<p>ていることを報告します。 以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。 申請番号15番から16番については、使用貸借の更新のため、ともに地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第46号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について申請番号15番から16番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。</p>
豊吉主幹	<p>次回の総会につきましては、1月30日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
穀内会長	<p>以上をもって、第6回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年12月15日

会 長

委員(11 番)

委員(12 番)